

日本インターベンショナルラジオロジー(IVR)学会認定

IVR 看護師制度規約 (案)

第1章 総則

第1条 目的

この制度は、インターベンショナルラジオロジー（以下 IVR）の発展に伴い、日本 IVR 学会（以下本学会）の責任において、IVR の専門知識と看護技術をそなえ、かつ積極的に IVR 業務に従事する看護師を養成し、学識技能に優れたものを IVR 看護師として資格認定し、IVR の恒久的な発展に寄与することを目的とする。

第2条 IVR 看護師とは

本学会認定 IVR 看護師とは、第1条により資格認定され、医師との協働のもとに IVR 業務に従事するものをいう。

第3条 規約の施行

この規約は、本学会認定 IVR 看護師の資格認定あるいは更新を申請する場合において適用する。

第2章 委員会

第4条 委員会の設置

1. 本学会は前条の目的を達するために IVR 看護師制度委員会を置く。
2. 委員会の構成および運営は別に定められた委員会規約による。
3. 委員は委員長が委託決定し、理事会に報告する。

第3章 IVR 看護師制度委員会

第5条 業務

1. IVR 看護師制度委員会は本規約によって以下の業務を行う。
 - 1) IVR 看護師制度に関する諸問題の検討。
 - 2) IVR 看護師の認定および更新の申請に係る業務。
 - 3) IVR 看護師の適否の判定。
 - 4) IVR 看護師の認定審査に必要な調査。
 - 5) 本施行規約ならびに細則の改正に関する審議。
 - 6) IVR 看護師業務に関する事項の決定。
 - 7) 試験の期日、試験方法、試験場の設営、書類の管理についての理事会への報告。
 - 8) その他本制度の遂行に必要な業務。

第6条 委員の選出

本学会理事長は理事会の議を経て、理事の中から担当理事ならびに委員長を任命する。委員長は評議員の中から委員若干名を指名する。また、委員長が必要と認めた場合は、評議員以外からも委員を任命することができる。

第7条 委員の任期

委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

第8条 欠員の補充

委員に欠員が生じたときは委員長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 IVR 看護師の資格認定

第9条 業務

1. IVR 看護師制度委員会は IVR 看護師の審査に関して、以下の業務を行う。
 - 1) 申請資格及び認定審査に必要な書類の審査。
 - 2) 試験の施行と成績判定。
 - 3) IVR 看護師資格更新のための審査および評価。
 - 4) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項。

第5章 申請資格

第10条 申請資格

1. IVR 看護師の認定を申請するものは次に定めるすべての資格を有する。
 - 1) 看護師免許を有すること（正看護師、准看護師は問わない）。
 - 2) IVR 学会専門医のもとで5年間に100例以上のIVR看護経験を有する。
なお、この5年間とは別に定める資格試験日の前年12月31日を終日として遡ること5年とする。
 - 3) 本学会主催のIVR看護講習会を2年間で1回以上受講していること。

第6章 認定方法

第11条 申請書類

1. IVR 看護師認定試験の申請にあたっては、次に定めるすべての資料を提出する。
 - 1) 受験申込書
 - 2) 受験申込書受領葉書
 - 3) 看護師免許の写し
 - 4) IVR 看護経験症例一覧表
 - 5) 本学会主催のIVR看護講習会受講証(出席証明書のコピー)
 - 6) 受験料(5,000円)の銀行振込み票(写し)

第12条 審査

1. IVR 看護師制度委員会は次に定める基準に従って審査を行う。
 - 1) 申請資格を有すること。
 - 2) IVR 看護師として十分な内容の経験を有すること。
 - 3) 試験において一定の評価が認められること。

第13条 試験

1. IVR 看護師制度委員会は資格認定試験を行い、審査にあたっての資料とする。試験は以下に従って

行われる。

- 1) 年1回行い、試験方法は別に定める。
- 2) 試験官は委員会委員に委託される。
- 3) 受験を希望するものは第6章第11条に定められた書類一式を期限内に提出する。

第14条 IVR 看護師の認定

IVR 看護師制度委員会は、申請書類と試験結果に基づく審査を行い、所定の基準を満たす者を IVR 看護師として認定し、理事会に報告する。

第15条 IVR 看護師証の交付

IVR 看護師に対して、理事長は IVR 看護師制度委員会の議に基づいて、本学会認定 IVR 看護師証を交付する。

第16条 IVR 看護師の有効期間

IVR 看護師資格の有効期間は5年とする。以後は第6章第17条で定める更新手続きを要する。

第17条 IVR 看護師の更新

1. 更新のための認定を申請するものは次に定めるすべての資格を有する。
 - 1) 過去5年の間に、本学会の認定する学術集会にて所定の点数をおさめること。必要な学術集會等単位数については別に定める。
2. IVR 看護師の更新申請にあたっては、次に定める資料を提出する。
 - 1) IVR 看護師更新資格を証明する資料
 - 2) 所定期間内に更新を行えなかった場合は、その理由を書面にて提出し、IVR 看護師制度委員会の議を経て更新の申請を1年間猶予できる。
3. IVR 看護師制度委員会は申請書類に基づく審査を行い、所定の基準を満たす者につき IVR 看護師の更新を認める。

第7章 IVR 看護師の資格喪失

第18条 資格喪失

1. IVR 看護師の資格は以下に定める場合に喪失する。
 - 1) 死亡あるいは本人より資格取り消しが申請された場合。
 - 2) 認定後5年を経過し、更新の申請が行われなかった場合。
 - 3) IVR 看護師申請資格が満たされなくなった場合。

第8章 規約の改廃

第19条 規約改廃の決定

本制度にかかわる規約の改廃は、評議員会の承認を経たうえで総会の議決をもって決定される。

第9章 付則

第20条 本規約は2009年8月7日をもって発効する。

第25条 この規約の細則は、委員会の承認を経て適宜改訂することができる。